

志木市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、令和元年度における保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、令和2年度における保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号の第1号被保険者 17,000円</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号の第1号被保険者 28,400円</u></p> <p><u>(3) 第1項第3号の第1号被保険者 39,700円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、令和元年度及び令和2年度における保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>